

令和元年6月6日

令和元年度 第1回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料2

令和2年度 福岡支部事業計画(うち広報部門)の検討について

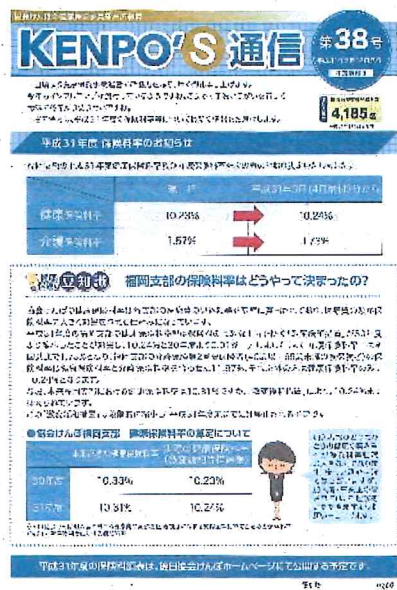
1. 現状の確認

1. 現状の確認(広報手法)

現在は紙媒体(広報紙、冊子、通知等)・ホームページ・メールマガジンを
通して制度周知を実施



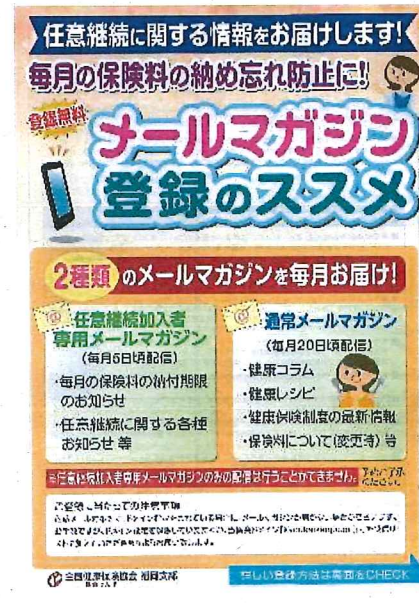
協会けんぽふくおかだより
毎月・90,000部



KENPO'S通信
年5回・4,300部



ホームページ



メールマガジン
月2回 5,000通

1. 現状の確認(予算)

予算枠は今年度（令和元年度）より広報経費と医療費適正化経費を合わせ、支部保険者機能強化予算へと変更し、その額も31,250,000円と大幅増になった。広報経費と医療費適正化経費の予算配分は支部の裁量で決定できる。

	平成30年度		令和元年度	
	事業内容	予算(円)	事業内容	予算(円)
広報経費	<ul style="list-style-type: none"> ●紙媒体による広報 ●福岡労働局・福岡県・福岡市・北九州市との共同によるメンタルヘルス対策セミナー開催 	6,185,932 326,440	<ul style="list-style-type: none"> ●紙媒体による広報 ●事業所向けチラシ ●任意継続加入者向けパンフレット ●「協会けんぽのしおり」作成 ●年金事務所主催算定説明会資料作成 ●年金事務所主催年金委員研修会資料作成 ●メールマガジン配信に関する広報(任継)/(被扶養者) ●社会保険ふくおかへの同封チラシ作成及び同封手数料 ●無資格受診発生の未然防止ポスターの作成 ●限度額適用認定証使用促進のためのポスター作成 	7,436,970
医療費適正化経費	<div style="border: 1px solid black; background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;"> 予算枠が無い(0円)ため、支部の判断で予算計上する場合は支部の保険料率計算時に計上分を上乗せして計算する。 </div>	0	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所訪問等によるジェネリック医薬品等普及勸奨業務委託 ●重複服薬者へのお薬手帳ホルダー送付事業 ●福岡労働局・福岡県・福岡市・北九州市との共同によるメンタルヘルス対策セミナー開催 ●健康保険証未返納者への返納電話催告委託業務 	9,019,640 6,076,400 324,440 5,290,920
合計		6,512,372		28,148,370
予算枠		6,513,000		31,250,000

令和2年度事業の検討





1. 現状の確認(予算)

来年度以降の事業計画作成にあたっては、協会けんぽの方針として評議員の皆様からのご意見やアイデアを十分にお伺いしたうえで作成することと
していますので忌憚のないご意見、ご議論をよろしくお願いいたします。
つきましては、以下のスケジュールのとおり、本日および7月評議員会の
議論を踏まえ、10月の評議員会に事務局案を提示させていただきます。

<来年度（令和2年度）事業計画にかかる評議会スケジュール>

6月評議会 令和2年度 福岡支部事業計画（うち広報部門）の検討について

7月評議会 令和2年度 福岡支部事業計画（うち医療費適正化部門）の検討について



事務局案の作成

10月評議会 支部保険者機能強化予算（案）の提示



議論を踏まえた修正

1月評議会 支部保険者機能強化予算の承認

2. 福岡支部の課題

3. 福岡支部の課題

- 一人当たり医療費（年齢調整後）が全国5位（平成29年度）
 - ・医療費：約2,700億円/年 給付金：約300億円/年
 - ・特に入院医療費が高い（受診率が高く、1件当たり日数が長い）
 - ・新生物、循環器系の疾患、消化器系の疾患、生活習慣病のどれも平均より医療費が高い
 - ・深夜加算の発生率が全国3位

- 健康保険に関する情報（広報紙等）が事業所内で周知されていない（69%）

- 医療保険制度等の加入者理解率が全国平均より低い
理解度が低い項目：「健診データの提供」「特定保健指導」「健康宣言（コラボヘルス）」

- 特定保健指導の実施率向上
（平成29年度実施率 福岡支部：10.6% 全国平均：13.2%）

- 資格喪失後（退職後）も保険証を返却せず、無資格で医療機関を受診
（これによる被害額は福岡支部だけで年間約2億円）

- 柔道整復療養費の支給件数、金額が多い

— <その他、周知したいこと> —

保険料率 インセンティブ制度 限度額適用認定証の利用促進 交通事故等の第三者行為届の提出
業務災害等には健康保険が使えないこと ジェネリック医薬品の使用促進 医療のかかり方

